日程第２　議案第１号

熊谷市立地域会館条例の施行期日を定める規則

熊谷市立地域会館条例（令和７年条例第５５号。以下「条例」という。）の施行期日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

⑴　条例附則第３項（熊谷市公民館条例（平成１７年条例第１０３号。以下「公民館条例」という。）別表中「佐谷田３４７番地１」を「佐谷田３６６番地１」に、「代５８５番地１」を「代５８６番地５」に、「大麻生１０１０番地」を「大麻生１０１２番地１」に、「三ケ尻２８６８番地１」を「三ケ尻２８７０番地２」に改める部分を除く。）及び第４項（熊谷市公民館使用条例（平成１７年条例第１０４号。以下「使用条例」という。）第１条中「、熊谷市佐谷田公民館」、「、熊谷市大幡公民館」、「、熊谷市大麻生公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削る部分並びに別表の１熊谷東公民館等の表佐谷田公民館の項、大幡公民館の項、大麻生公民館の項及び三尻公民館の項を削る部分を除く。）の規定　令和８年４月１日

⑵　条例附則第４項（使用条例第１条中「、熊谷市大麻生公民館」を削る部分及び別表の１熊谷東公民館等の表大麻生公民館の項を削る部分に限る。）の規定　令和８年５月１日

⑶　条例附則第４項（使用条例第１条中「、熊谷市大幡公民館」を削る部分及び別表の１熊谷東公民館等の表大幡公民館の項を削る部分に限る。）の規定　令和８年６月１日

⑷　条例附則第４項（使用条例第１条中「、熊谷市佐谷田公民館」及び「、熊谷市三尻公民館」を削る部分並びに別表の１熊谷東公民館等の表佐谷田公民館の項及び三尻公民館の項を削る部分に限る。）の規定　令和８年７月１日

⑸　条例第２条中熊谷市立大幡会館及び熊谷市立大麻生会館の名称及び位置を定める部分並びに条例附則第３項（公民館条例別表中「代５８５番地１」を「代５８６番地５」に、「大麻生１０１０番地」を「大麻生１０１２番地１」に改める部分に限る。）の規定　令和８年８月１日

⑹　条例第２条中熊谷市立三尻会館及び熊谷市立佐谷田会館の名称及び位置を定める部分並びに条例附則第３項（公民館条例別表中「佐谷田３４７番地１」を「佐谷田３６６番地１」に、「三ケ尻２８６８番地１」を「三ケ尻２８７０番地２」に改める部分に限る。）の規定　令和８年９月１日

⑺　前各号に掲げる規定以外の規定　令和８年８月１日

附　則

第２号から第４号までの規定により廃止の日を定める施設については、その廃止後（第２号及び第３号に対しては第５号、第４号に対しては第６号の規定によりそれぞれ供用開始の日を定める施設が供用開始となるまでの間に限る。）においても行政財産の貸付け、使用又は収益（以下この項において「使用許可」という。）の対象とすることができる。この場合における使用許可の手続については、使用条例の例による。

日程第２　議案第２号

熊谷市立文化センター条例施行規則の一部を改正する規則

熊谷市立文化センター条例施行規則（平成１７年教育委員会規則第３８号）の一部を次のように改正する。

別表様式第７号（第１７条関係）及び様式第８号（第１７条関係）を次のように改める。

別表様式第７号中使用料の部小学校入学前、小学生、中学生の款中「小学校入学前」を削り、同５０円の項中「５０円」を「１００円」に改める。

別表様式第７号中使用料の部高校生、大学生、一般の款１００円の項中「１００円」を「２００円」に改める。

別表様式第８号中使用料の部小学校入学前、小学生、中学生の款中「小学校入学前」を削り、同５０円の項中「５０円」を「１００円」に改める。

別表様式第８号中使用料の部高校生、大学生、一般の款１００円の項中「１００円」を「２００円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和８年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の別表様式は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

日程第２　議案第２号の参考資料

熊谷市立文化センター施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表

熊谷市立文化センター施行規則（平成１７年教育委員会規則第３８号）

改　正　案

様式第7号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用申込書

熊谷市立文化センター
プラネタリウム館長　　宛
次のとおり団体利用したいので申し込みます。

係	係長	副館長	館長

受付　・　・　　許可　・　・

※太わくの中だけご記入ください

申請団体	所在地	電話		
	団体名		代表者名	
引率者数			引率責任者名	
人員（引率者を除く。）			学年（学校の場合のみ）	第　学年
利用希望日時	年　月　日（　曜日）午前後　時　分から午前後　時　分まで			
利用希望時間	午前後　時　分～午前後　時　分			
使用料	小学生、中学生		100円×　人＝	円
	高校生、大学生、一般		200円×　人＝	円
	合　計			円

（下線部分は改正部分）

現　　行

様式第7号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用申込書

熊谷市立文化センター
プラネタリウム館長　　宛
次のとおり団体利用したいので申し込みます。

係	係長	副館長	館長

受付　・　・　　許可　・　・

※太わくの中だけご記入ください

申請団体	所在地	電話		
	団体名		代表者名	
引率者数			引率責任者名	
人員（引率者を除く。）			学年（学校の場合のみ）	第　学年
利用希望日時	年　月　日（　曜日）午前後　時　分から午前後　時　分まで			
利用希望時間	午前後　時　分～午前後　時　分			
使用料	小学校入学前、小学生、中学生	50円×　人＝　円		
	高校生、大学生、一般	100円×　人＝　円		
	合　計	円		

改　正　案

様式第8号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用許可書

受付	・　・	許可	・　・

申請団体	所在地	電話		
	団体名		代表者名	
引率者数			引率責任者名	
人員（引率者を除く。）			学年（学校の場合のみ）	第　学年
利用希望日時	年　月　日(　曜日)午前後　時　分から午前後　時　分まで			
利用希望時間	午前後　時　分～午前後　時　分			
使用料	小学生、中学生		100円×　人＝　円	
	高校生、大学生、一般		200円×　人＝　円	
	合　計		円	

上記のとおり団体利用を、許可します。

熊谷市立文化センター
プラネタリウム館長　　印

（下線部分は改正部分）

現　　行

様式第8号(第17条関係)

プラネタリウム館団体利用許可書

受付	・　・	許可	・　・

申請団体	所在地	電話		
	団体名		代表者名	
引率者数			引率責任者名	
人員（引率者を除く。）			学年（学校の場合のみ）	第　学年
利用希望日時	年　月　日(　曜日)午前後　時　分から午前後　時　分まで			
利用希望時間	午前後　時　分～午前後　時　分			
使用料	小学校入学前、小学生、中学生	50円×　人＝　円		
	高校生、大学生、一般	100円×　人＝　円		
	合　計	円		

上記のとおり団体利用を、許可します。

熊谷市立文化センター
プラネタリウム館長　　印